

## 平成 2 2 年度 定員要求総括表

	21年度末定員	22年4月1日 現在の定員	備 考
農林水産省全体	2 5, 7 5 1	2 4, 5 4 3 (▲ 1, 1 2 0) (他に現業▲ 8 8)	<p>○農林水産省での既定の定員合理化 非現業部門 ▲ 1, 1 2 0人 このうち地方農政局 ▲ 9 3 8人 (この他に現業部門(国有林)▲ 8 8人)</p> <p>○新規要求は、動物検疫所、植物防疫所 等を中心に 1 3 8人</p>
本省庁内部部局	4, 7 5 9	4, 7 5 9	○非現業部門の合理化のうち、 ▲ 1 8 2人(1, 1 2 0－9 3 8)の省 全体での割り振りは年末までに決定
地方支分部局	1 9, 1 3 2	1 8, 1 0 6 (▲ 9 3 8) (他に現業▲ 8 8)	
うち地方農政局	1 4, 2 5 0	1 3, 3 1 2 (▲ 9 3 8)	<p>○業務の重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米トレーサビリティ等の流通監視業務 + 1, 1 0 0人程度</li> <li>・戸別所得補償の実施に必要な統計データ の整備 + 1 5 0人程度</li> </ul> <p>以上に対応した業務のスリム化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米の売買管理業務 ▲ 7 0 0人程度</li> <li>・その他の業務 ▲ 5 5 0人程度 (共通管理部門等)</li> </ul>
うち森林管理局・森林管 理署	4, 7 0 4 (うち現業) 4, 6 5 4	4, 6 1 6 (うち現業) 4, 5 6 6 (▲ 8 8)	○組織は現在の体制を維持
うち漁業調整事務所	1 7 8	1 7 8	
施設等機関等 (動物検疫所 植物防疫所等)	1, 8 6 0	1, 8 6 0	

# 平成22年度組織・定員要求の主要事項について

平成21年10月  
農林水産省

## 1 戸別所得補償

- 戸別所得補償制度に関する企画・立案と現場組織への伝達距離を短縮し、制度の浸透の円滑化・迅速化を図るとともに、窓口業務・統計業務等の連携強化を図るため、現行の「地方農政事務所」を廃止し、「農政・統計」と「消費・安全」を推進する65の「地域センター」（仮称）と38の駐在所を設置。

- ・ 現行の3段階の地方組織を、2段階組織へ簡素化（都道府県単位の間段階組織である地方農政事務所を廃止）
- ・ 現場の拠点を346（地方農政事務所—地域課、統計・情報センター）→65（地域センター（仮称））+38の駐在所に集約

- 戸別所得補償の実施に必要な統計データの整備に必要な地方組織の人員（150人程度）を要求（他部門の業務を同人数スリム化することにより対応）。

## 2 米トレーサビリティ等の食品安全関連対策の強化

- 米トレーサビリティ等の米の流通監視業務を、米の売買・管理業務部門から分離して、消費・安全局に移管。

- ・ 主要食糧に関する業務（総合食料局食糧部）
  - 流通監視業務は消費・安全局へ
  - 売買・管理業務は食料生産局（生産局を改組）へ

- 現場の地方出先機関では米の売買・管理業務は行わず、「農政・統計」と「消費・安全」を推進する組織（地域センター（仮称））として、再編。これに伴って、米トレーサビリティ法等の実施に必要な地方組織の人員（1,100人程度）を要求（米の売買・管理業務等を同人数スリム化することにより対応）。

### 3 2次・3次産業との融合等による農山漁村の6次産業化の推進

- 農林水産業・農山漁村の多様な資源とこれを利用・活用するあらゆる産業（農林水産業、食品産業に加え、素材産業、エネルギー産業、医療産業、余暇産業等）との融合等を通じて、農山漁村の6次産業化を推進し、これら産業が生み出す付加価値を還元することによって、農山漁村の再生と食料の安定供給を推進する体制を整備。

- ・ 総合食料局を再編して、資源産業局（仮称）を新設
- ・ 大臣官房に技術・環境政策部（仮称）を戦略的な司令塔として設置（農林水産技術会議は廃止）

### 4 国民から信頼を得られる業務実施の確保

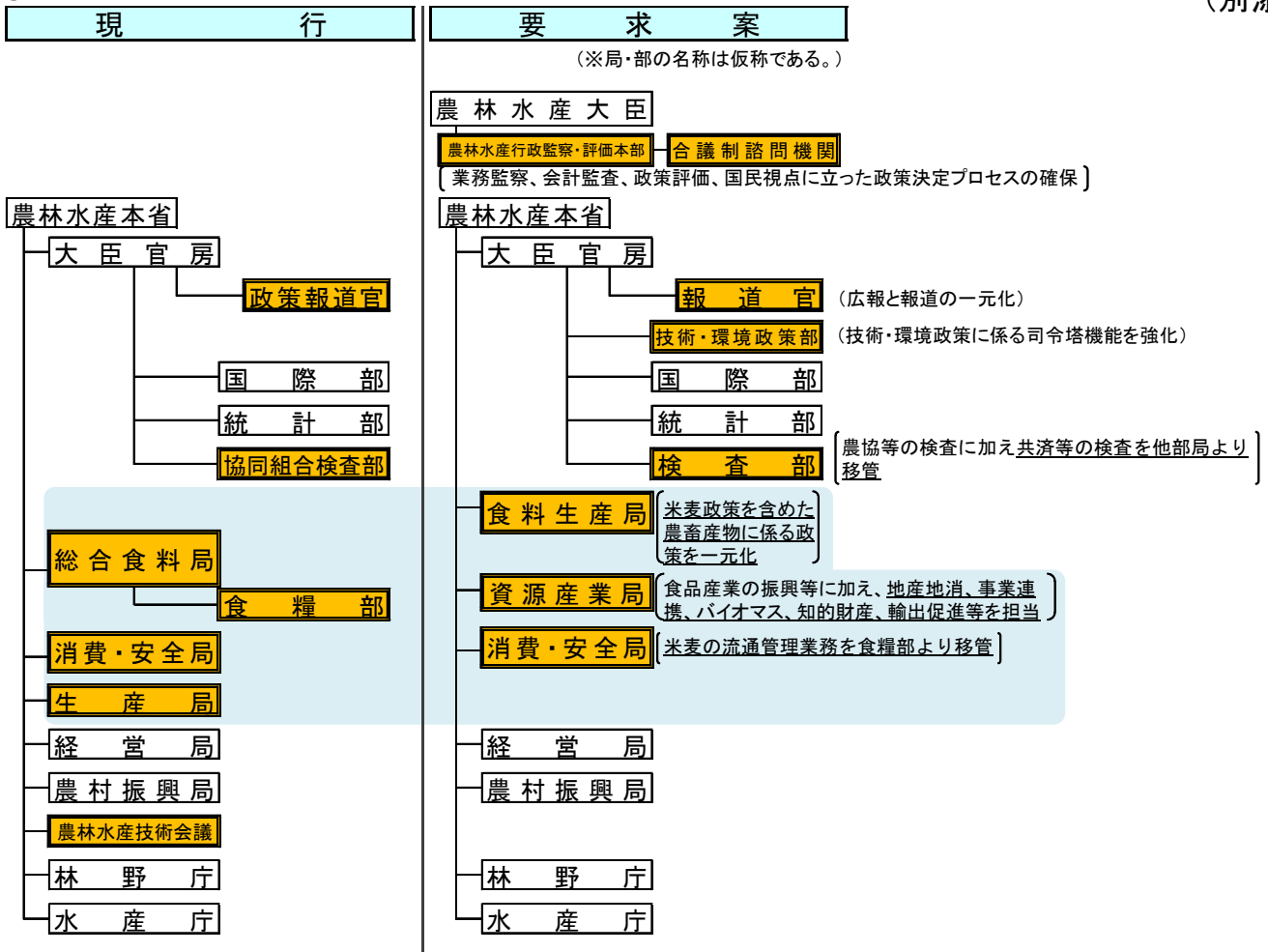
- 国民から信頼を得られる組織を確立するため、国民目線での政策決定プロセスの確立や適正な業務執行のチェックを行う体制のほか、国民ニーズに沿った情報を分かりやすく発信するための体制等を整備する。

- ・ 農林水産行政監察・評価本部（仮称）を大臣直属の組織（特別の機関）として設置
- ・ 大臣官房報道官（仮称）の下で広報と報道を一元化
- ・ 利益相反業務を分離するため、共済事業等の検査部門を大臣官房検査部（協同組合検査部を改組）に移管

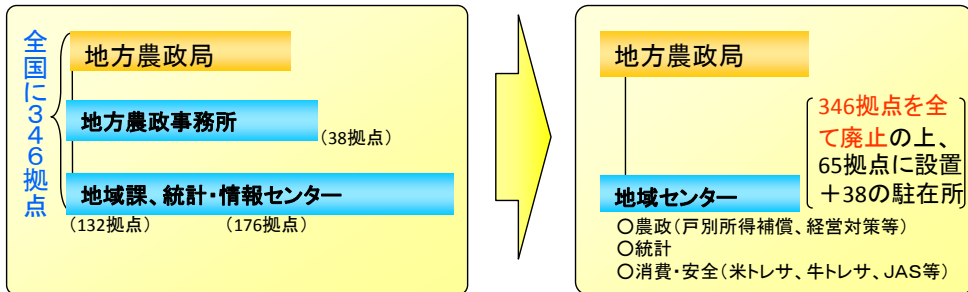
### 5 国有林野事業、森林国営保険

- 国有林野事業、森林国営保険事業の関係について、その独立行政法人化を前提としていた要求を見直し、現行（21年度）と同様の組織・定員を要求する。

<①：本省組織の再編>



<②：地方における3段階組織の簡素化と現場段階の組織の集約>



<③：利益相反部門の分離と現場段階における米麦の売買・管理業務の廃止>

